

## 六本松『福岡県社会福祉センター』は解体されます。

福岡市中央区六本松1丁目にある『福岡県社会福祉センター』は、建物老朽化に伴い、2015(平成27)年度に解体されます。そのため、現在、同センターに入居している県施設と、「大濠保育園」を含む8団体は、いずれも2014(平成26)年度末までに移転することになります。

なお、「大濠保育園」は隣の県有地(駐車場)に建て替え、現在のセンターは解体後、更地にして護国神社に返還となります。

同センターの建物は1967(昭和42)年に建造され、その後、県に無償譲渡。県は社会福祉法人「社会福祉センター」に管理委託しています。「社会福祉センター」は、同センターの管理運営と、「大濠保育園」の運営を担っています。

## 「春吉橋」が架け替え、新橋周辺は「賑わい創出空間」に!

「春吉橋」は、福岡県が管理する那珂川に架かる橋で、中央区と博多区とを結ぶ「国道202号線」(国体道路)上にあります。

事業主体は国交省福岡国道事務所、平成25年度は架け替えのための測量などの事業費として5,000万円が計上されています。

今後、仮橋の設置、橋の解体、新橋の建設など、工事期間は10年程度とされており、来年度以降、本格的な工事の着工となります。

なお、工事のために設置される仮橋は、新橋完成後もそのまま残り、「賑わい創出空間」として活用することになります。

## 『小笹団地』が建て替えられます。

### 2014(平成26)年から第1期工事着工。

福岡市中央区小笹にある『小笹団地』は、建物の老朽化や狭隘化などにより、解体され、新しく高層化されて建設されます。実施主体は「福岡県住宅供給公社」です。

今回の開発区域は『小笹団地』のうち、小笹北公園から北側の部分、約2.6haです。第1期工事は2016~2017年で、県公社49棟と7・8号棟を解体し、2棟建設(7~9階)。第2期工事は2017~2018年で、20~24棟を解体し、1棟建設(12階)。第3期は2020~2021年で、1~6棟を解体し、3棟建設(5~13階)となります。

なお、現在の管理戸数は530戸ですが、高層化された住宅の新たな戸数は300戸となります。

## 「那珂川」「樋井川」は今年度も改修工事が進んでいます。

「那珂川」「樋井川」は県が管理している河川です。2009年7月、福岡地区を襲った集中豪雨により「那珂川」「樋井川」が氾濫、市内広い範囲で床上・床下浸水などの甚大な災害が発生しました。

これを受け、県は両河川の浸水対策として2010年から5年間で川床掘削、護岸整備などの特別事業を実施しています。

今年度は、「那珂川」7億8千万円、「樋井川」4億8千万円の予算を計上し、現在、工事を行っています。市民生活の安全、安心を確保するため、今後も工事がしかりと進むよう求めて参ります。

## III 飯塚市内住地区の産業廃棄物最終処分場に係る環境問題

### 1 飯塚市内住地区の産業廃棄物最終処分場に係る環境問題について

#### 知事の答弁

○当該処分場は、これまで業者に改善命令を发出し、搬入を停止して改善に当たらせるなど、適切な対応してきた。

○現時点で考えてみると、住民の皆さんとの意思の陳通が十分でなかったこと、また、初期の段

階での業者への指導に工夫すべき点があったことなどの課題があった。

○今後は、これまで以上に監視指導を的確に実施する。

○措置命令が履行されない場合には、廃棄物処

理法による罰則の対象となる。

○措置命令が履行されるよう、業者に対し最大限の指導をする。

## IV 教育問題について(知事ならびに教育長への質問)

### 教育長ならびに知事の答弁

#### 1 県立高校の「オール・イングリッシュ」授業について(全4問)

○高校においては、県内全ての教員を対象に教育課程説明会を実施。特に、英語に関しては、英語教員指導力向上事業を実施し、授業研修会の開催や実践事例集の配布等を行っている。

○中学校においては、生徒のコミュニケーション能力を育成するため、中学生英語宿泊体験事業

を実施するなどの取組を行っている。

○中・高の英語教員合同の研修会を開催し、新学習指導要領の円滑な実施に向けて共通理解を図っている。

○外国語指導助手は効果的な配置に努める。教職員の配置については必要に応じて対応したい。

○教員採用試験において英語能力の高い人材確保を図る。採用後は、英語力向上の研修会の実施、海外研修の活用など、体系的な研修制度の充実に取り組み。

#### 2 英語力向上のための教育環境整備について(全2問)

○英語特別教室の設置については、各学校の実情を踏まえ対応したい。

○プロジェクター等の整備は、学校の要望も踏まえて検討する。

#### 3 大学受験について(全1問)

○生徒の英語の能力を総合的に育成するための学習を行っている。必ずしも大学入試で不利になるものとは考えていない。

○現在、国においても大学入試の在り方について検討がなされており、必要に応じて意見を述べる。

#### 4 体罰問題について(全7問)

[教育長答弁]

○これだけの体罰が判明したことについては、学校と児童生徒や保護者との信頼関係を損なう問題であると厳しく受け止めている。

○児童生徒への体罰は、法律で明確に禁止されている行為でもあり、今後とも体罰によらない指導を徹底したい。

[小川知事答弁]

○私学の一次報告では、体罰と懲戒の区別が曖昧なまま、体罰として報告されているケースがあった。県は私立学校に対し、懲戒と体罰の区別についての理解の促進、体罰防止の組織的な指導体制の整備等を要請している。各校では、体罰禁止の周知徹底や研修会等を通して体罰の防止に取り組んでいる。

○県は、毎年度、各私立学校における財務状況など

○「言葉による暴力」は、国による体罰の定義に位置付けられていないが、肉体的な体罰と同様、あってはならない。

○手引書等の作成や、研修会などでの指導を通じ、言葉による暴力を含む体罰の根絶に取り組む。

の報告を求め、学校改革への取組状況等、各私立学校の運営について指導している。

○法令に違反している場合には、法令遵守を求めている。指導にも係らず法令違反が是正されない場合は、最終的には学校教育法に基づき、学校閉鎖を命ずる。